

## 慶弔規程（１）

一般社団法人日本粉体工業技術協会

第１条 この規程は、事務局職員（臨時職員を除く。）の慶弔に関する事項を規定する。

第２条 事務局職員若しくはその相続人に対し、下記慶弔の事由ある場合は、慶弔金又は見舞金を支給する。

1. 本人の結婚の場合

- (1) 勤続３年以上の者 ----- 30,000 円
- (2) 勤続３年未満の者 ----- 15,000 円

2. 子女出産の場合

- (1) 第１子 ----- 20,000 円
- (2) 第２子より ----- 10,000 円

3. 死亡の場合

(1) 本人

- ① 扶養家族のある場合 ----- 30,000 円
- ② 扶養家族のない場合 ----- 20,000 円
- (2) 配偶者 ----- 20,000 円
- (3) 子 女 ----- 10,000 円
- (4) 実、養父母 ----- 10,000 円

注：(1)～(4)の場合、状況に応じて弔電、供花等を加えることができる。

4. 本人傷病の場合

- 引続き３週間以上の場合 ----- 10,000 円

5. 重大な家屋災害の場合 ----- 10,000～20,000 円

第３条 特別な事情のある場合は、会長の承認を得て第２条の金額を増額することができる。

付 則 この規程の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

付 記 昭和５６年１２月 １日 制定  
昭和５７年 ２月 １８日 改正  
平成 ８年 ９月 １９日 改定（理事会承認）  
平成２３年 ３月 １８日 確認（理事会承認）